

【フランス】経済的及び社会的な緊急措置に関する法律の制定

海外立法情報課長 三輪 和宏

* 2018年12月24日、経済的及び社会的な緊急措置に関する法律第2018-1213号が制定された。同法は、市民の経済生活の安定を求める大規模なデモへ対応するために、政府が緊急に打ち出した政策に基づいている。

1 背景と経緯

フランスでは、政府の燃料税¹の引上げ方針に反対するなど市民の経済生活の安定を求めるデモ「黄色いベスト運動 (mouvement des Gilets jaunes)」が2018年11月から続いた。デモの参加者は、増税反対・減税実施といった租税政策以外にも、市民の経済力²の向上や所得分配政策の充実などの具体的な対策を求めた。大規模なデモが全国に広がったため、政府は対応を迫られ、2019年の燃料税引上げを取りやめるとともに、マクロン (Emanuel Macron) 大統領自身が2018年12月10日に国民向けのテレビ演説を行い、具体的な家計支援策を提示した。この内容を反映した政府提出法律案が、同月18日にフランス議会の下院に提出され、若干の修正の後、同日に可決された。上院でも同日中に可決され成立した³。その後、大統領審署を経て「経済的及び社会的な緊急措置に関する2018年12月24日の法律第2018-1213号」⁴が制定された。公布は同月26日であった。

2 主な内容

この法律は、全4か条から成る。家計支援策として掲げられた主要政策は、次の3つである。

(1) 「購買力の賞与」の支給 (第1条)

企業が、任意で、「購買力の賞与 (prime de pouvoir d'achat)」と称される特別手当を被用者に対して支払うことができることとされた。この特別手当の特典は、租税と社会保険料等が免除されることである。被用者が支払う所得税、また、雇用主と被用者が支払う社会保険料が免除される。これ以外にも、通常の給与に賦課される各種の拠出金等⁵が免除になる。これらの免除は、被用者1人当たり1,000ユーロ⁶以下の部分に対してのみ認められる。1,000ユーロを超える支払が行われた場合には、超えた金額について、これらの免除は行われない。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年9月9日である。

¹ ガソリン等にかかけられる間接税。

² 黄色いベスト運動と政府の対応という動向の中では、購買力 (pouvoir d'achat) という言葉で表現される。

³ フランス議会における審議が短期間に終了したのは、議事手続の面では、政府の要求に基づき、フランス憲法 (1958年制定) 第42条第4項に規定される審議促進手続 (procédure accélérée) が適用されたためである。また、政策の面では、2018年秋からの社会的情勢の急激な変化 (すなわち、黄色いベスト運動) があったため、高い優先度を持つ家計支援策を2019年1月から早急に実施しなければならないという背景があった。

⁴ Loi n° 2018-1213 du 24 décembre 2018 portant mesures d'urgence économiques et sociales. <https://www.legifrance.gouv.fr/lois/loi_pdf.do?id=JORFTEXT000037851899>

⁵ 各種の拠出金等とは、一般社会拠出金 (Contribution sociale généralisée: CSG)、社会保障負債返済拠出金 (Contribution au remboursement de la dette sociale: CRDS)、自立連帯拠出金 (Contribution solidarité autonomie: CSA)、交通負担金 (Contribution de versement transport)、給与税 (Taxe sur les salaires)、見習い税 (Taxe d'apprentissage) などである。

⁶ 1ユーロは120.96円 (令和元年9月分報告省令レート)。

この特別手当を支給することができる企業は、失業保険制度に加入している全ての企業のほか、フランス郵政公社、パリ交通公団、フランス銀行などの公的企業である。派遣社員の場合は、派遣元の会社からこの手当を受け取ることができる。ただし、国と地方自治体の公務員は、この制度の対象に含まれない。

被用者の要件として、2018年12月31日（それ以前にこの特別手当が支払われた場合には、その支払日）時点で雇用契約が結ばれていることが挙げられている。傷病等の事由によりこの時点で雇用契約が切れている者、また、これより後に雇用された者は対象外になる。また、雇用契約を結んでいない研修生や執行役員は対象外である。加えて、対象となる被用者としての資格を有するためには、年間の報酬に関する要件を満たす必要がある。すなわち、2018年の年間報酬が、法定最低賃金を年間額に換算した金額の3倍未満である者に限定される⁷。

この特別手当の具体的金額は、企業が任意に決定できる。例えば、被用者の報酬、職位、2018年の実勤務日数、雇用契約に記載される雇用継続期間等に従って決定することができる。ただし、その支払は、2018年12月11日から2019年3月31日までに行わなければならない。

(2) 残業手当からの税・社会保険料の支払の緩和（第2条）

「2019年の社会保障資金調達に関する2018年12月22日の法律第2018-1203号」⁸第7条に基づいて、残業手当から控除する社会保険料（被用者負担分）を軽減する⁹という制度改革が2019年9月1日から実施される予定であった。この時期を半年早めて、2019年1月1日から実施することとした。あわせて、2019年1月1日から残業手当について所得税を免除することとした。ただし、残業手当から発生する所得が年間5,000ユーロまでの部分について所得税が免除されるという上限が設けられた。この措置を実施するため、雇用主は、被用者の残業手当が、年間を通して5,000ユーロを超えるか否かについて、計算することが求められることになった。

(3) 一般社会拠出金の負担率の引下げ（第3条）

一般社会拠出金（CSG）は、給与所得、年金、不動産所得、失業手当など広範な所得を賦課ベースとして徴収される社会保障目的の拠出金であり、その徴収は、社会保障運営機関¹⁰により行われる。この一般社会拠出金の負担率の引上げが2018年1月から行われた。例えば、退職年金と障害年金における負担率は、6.6%から8.3%に引き上げられた。この退職年金と障害年金における負担率を、1人当たり年額22,580ユーロ（カップルの場合34,636ユーロ）以下であるという要件を満たした場合、2019年1月以降について、元の6.6%に戻すこととした¹¹。この法改正によって恩恵を受ける者は、約380万人である。

参考文献

- Olivier Véran, *Assemblée nationale Rapport*, n° 1547, 2018.12.19. <<http://www.assemblee-nationale.fr/15/pdf/rapports/r1547.pdf>>
- Jean-Marie Vanlerenberghe, *Sénat Rapport*, n° 232, 2018.12.21. <<https://www.senat.fr/rap/118-232/118-2321.pdf>>

⁷ 具体的な年間報酬は、53,944.8ユーロ未満。計算の根拠は、時給9.88ユーロ（2018年の法定最低賃金）×1,820時間（年間の労働時間）×3倍=53,944.8ユーロ。

⁸ Loi n° 2018-1203 du 22 décembre 2018 de financement de la sécurité sociale pour 2019. <https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000037847585>

⁹ 例えば、①週35時間の法定労働時間を超える残業を行った民間労働者、②残業手当に関する割増率（所定賃金に対する割増率）が25%、③俸給水準が最低賃金の水準に比べて1倍又は1.5倍という条件を満たす労働者の場合であれば、残業手当の11.31%に相当する金額が社会保険料から実額で控除される。

¹⁰ 具体的には、社会保障・家族手当保険料徴収連合（Union de Recouvrement des Cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations Familiales: URSSAF）。

¹¹ 1人当たりの年金額が14,548ユーロ（カップルの場合22,316ユーロ）以下の者には、更なる負担軽減措置がある。